

阿久比町指名競争入札等参加資格審査事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、阿久比町が発注する建設工事（設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント（以下「建設コンサルタント等業務」という。）及び物品の製造・販売・買受け・役務の提供等（法令等により営業の登録を必要としている設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントを除く。以下「物品等」という。）を含む。以下「建設工事等」という。）の競争入札に参加しようとする者又は随意契約を締結しようとする者に契約のための機会を均等に与えるため、厳正かつ公平に格付することを目的とし、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（以下「入札等」という。）に参加する者に対する資格格付審査事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 入札等に参加する者の資格格付審査を行うため、阿久比町指名競争入札等参加資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる職員を委員として構成する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 民生部長
- (5) 建設経済部長
- (6) 教育部長

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、副町長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。
- 4 会長は、資格の審査及び格付の結果を町長に報告しなければならない。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(審査機関)

第6条 会長は、入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の提出期限後60日以内に資格の審査及び格付(定時受付)をしなければならない。

2 格付審査終了後に提出された申請書に係る資格の審査及び格付(随時受付)については、必要に応じて委員会に付することができる。ただし、緊急を要する場合は、会長の専決により決定することができる。

3 前項の規定により資格格付審査したときは、第4条第4項の規定を準用する。

(基本審査)

第7条 委員会は、本町告示により町へ提出された申請書に基づき建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第27条の23の規定に基づく経営に関する事項等について、基本資格の審査(以下「基本審査」という。)を行う。

(格付審査)

第8条 委員会は、基本審査に合格した者について、建設工事の格付を審査する。

(その他の審査)

第9条 建設コンサルタント等業務及び物品等業務については、第7条の規定に準じてこれを審査する。

(格付方法)

第10条 法第27条の27第1項の規定による通知(経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書)により、許可業種ごとの総合評定値を基礎とする。

(格付基準)

第11条 建設工事の格付は、総合評定値により、別表のとおりとする。ただし、第9条に規定する業務については、格付を行わない。

(名簿作成等)

第12条 資格及び格付したときは、阿久比町入札参加資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)を作成する。有資格者名簿を作成したときは、あいち電子調達共同システム(CALS/EC及び物品等)による入札参加資格決定の日(定時受付は隔年度の4月1日及び随時受付は毎月1日)に入札情報サービスサブシステムにより公表するものとする。

(有効期間)

第13条 資格及び格付の有効期間は、前条の規定による名簿登載日から次の決定(定時受付)がされる前日までとする。

(庶務)

第14条 委員会の事務は、総務部検査財政課において処理する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 阿久比町指名競争入札等参加資格審査事務取扱要綱（平成24年4月1日施行）は、廃止する。